



日本填地利洪葛利貿易取調書



書中用ゆる處の秤量度量畧解

一 填地利税法ポント 我百三十二分をトシ厘

一 全ロート 三十二ロートにして
一ポンドなり 我四十分をトシ六丁

一 全セントる 百ポンドなり 我壹貫二百三拾壹分をトシ

一 英吉利 ポンド磅 我百拾拾壹分をトシ六丁

一 全 キンス 我七十分五分をトシ六丁

一 佛系西メートル 我三尺二寸九分五丁

一 佛部部外容量とメートル 立方と以ては等す大凡

英の三十フット四寸にして英一噸即四十フット立方

液して九分の一の量なり

一 金銀貨幣は紙幣の載する者も本文中に詳載する

かゝる之に指すなり

大正十一年四月
大環侯爵邸寄贈

填地利帝國と我日本帝國と五國の公益を謀り既
千八百六十九年而明治二年己巳和親貿易の條約と
活つると徑とも其貿易交通の實事と即りて之を文
と通るべきか如く國と之と其實事と統るんとすべし
自から五國の情止むと為る者あり

時明治六年癸酉當國維也納に於て古今未嘗有の萬
國大博覽會と稱し我日本帝國之に列す處きの拓を
受事せりといはれりも他各國の如く人民未だ自から
競ひ列強として以て自己の繁昌欲謀り國家の富強
に即りしめ地は二ありす又人民自から此會に臨み
各國の物産學問の精進進取を研究して以て其工業
の盛衰を謀り全國貿易の基礎堅固とするの見識

之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と
之を以て其の弊を察し、國が費用多き事の際政府巨萬の財と

人民自かゝる世今とを、政府を以て之を保護するの材料
に止まらざるを期し、是の如く、此の内外の
切論あるを期して待つ所なきを、儲蓄國と我帝國と
の貿易交通上文より、形勢として、當國人民と文
我國の懸絶存在するを、我知らざる者多かり、か此の
よりして、互に相知り、兩國の交際多分の親睦と進め、我
國より、商民を、是の如く、人々、此の國人、亦、此の國人、
商地のおおむねを、當國人も亦、此の國人、よりして、多少、日
本のおおむねを、購求し、此の博覽會、事務副總裁、佐佐木、氏、の
勸導よりして、記立、工商會社、を、多、あり、商國の一、商
家、を、直達、の、高法、の、取組、を、為し、其他、博覽會、を、是の、我
國人、よりして、商民、の、産業、と、高法、取組、を、企つる、者、あり、
是の、即ち、博覽會、よりして、外國、との、貿易、交通、を、更、に、増

長利益なるを以て國家の工業進歩と并ひ行ふは
全國人民の幸福と爲すの切實の一階にして吾國と我
帝國との貿易交通の一步と爲す也

諸國と貿易新策を以て物なきは博覽會以來官者も其力
ありては續々明治六年西宮倉合權大使六月博覽
會に際して未だありて大に兩國官民の首領と受事博
覽會と通覽して其に吾國の産物に對して熱視せられ新
々吾國の万貿易と盛んを爲す事とを吾國の執政ホト
謀りて其に當初より其法を受られざるは辨理に彼並
博覽會事務総裁佐野氏日夜勉勵して博覽會の事務
と辨理し併せて吾國同貿易と爲すの道を深し而ち
上に陳ずるに或る工商會社なる者と創立せしめ吾國
の商家タラウ者と結ぶ直達の高法を創し其他我日

本産物の見本と當國并其他の物物銀を贈り而ち下
に託する東洋博覽會一なり又當國産物の見本と
集めて之を本國に致し其貿易事務執政バンハンス
氏と謀り運輸と便にするの條件而ちウイマナ府より
當國の一港トリユスト連の鐵道運賃并ニトリユスト
港よりポルトサイド港までの運賃を減て次て博覽
會よりして佛蘭西メサセリ、マリナム郵船會社
ニ運賃旅費減却の特給ある故以て之と連合しポル
トサイドに於て一週百空ク費やす事あるは直達之法
と立らん事を謀り其他從來の如く他國人の招入と
訪をすして貿易交通するの道を開く事を以て尚
地の産物日本に輸入すべき者并ニ日本の産物當國
に輸入すべき者ニ関する日本の税別を以て送らる此等

まかのり盡ありと雖も貿易事務執政厚く其言を
領し即ちロイド卿昭高會ニ掛合ありて其書見
し即ち他一形ありて其力あり而して貿易事務執政
の多きこと^ニ當國貿易ニ関し主なる人負を兼ふて
日本との貿易の事を儀せしめん事を企てられきり
佐野氏由途ニ歸ミきりか故ふ其前ニ此儀ありん
事と乞ひ即ち明治六年七月廿九日^ニ於て當國貿易事
務省ニ貿易事務の諸類官勅業協會貿易工業院輸出
協會東洋貿易兩酒協會等の諸代人を集り我國の代
人として昇室并ニドクトル、ワグネル氏此令ニ歸ミ
當國より輸出物有無の漏ロイド協會ニ直達の航海
と年かん為メ^ニ扶助令其他政府より^の扶助の事並
之と好むふの方法を議し借与多し當國より日本、

輸出す應き物あり^し本國の貿易を守る應く^る事ニ
決し^て試ミ^て應か^らざる^事あり^し事^ニ及ひ拙者其代人を日本ニ
於て^は惟^たかる^り日本商家^ニ命す^る事^ニ利益ある^る應^じ
この事と述^きまり^し是^レも^も佐野^氏に^て使^當地^に在^任中^に
カ^の多^く讀^きき^めし^て其^書類^を総^らり^口氏^に持^歸り^し事^{あり}
きり^しと^も行^はれ^しも^も謄^寫し^て附^録ニ^し附^する^事後^に卑^官職^と
を代理^に使^にし^て其^書を^受け^り本^國交^際貿^易交^通の^事に^注
意^し當^國の^諸長^者の^厚遇^を受^けり^大に^便利^と爲^りし^事
十一月^ニ明治^六年^の貿易^事を^以て^當國^外務^省領^地
利^益著^利の^支貿易^省維^也納^トリ^ユス^トプ^ラー^リク^の
商^法院^當地^の勅^業協會^ニ之^を送^り之^を勅^使紙^ニ後
り^し大^ニ當^國人^の當^用紙^と爲^せり

當國ニても博覽會の際既ニ東洋との貿易の古きを
るが如く者多し富高ホお命して社中と云て土丹其
より伯耳西五印度暹羅安南清國日本及び東洋群島
の諸産物及び之ニ包むるの諸書籍新報紙を集り各處
との貿易擴張の事ヲ論議し時ニ新報を出すの事ヲ
企て若干の命を出す事と約し皇族カールリユトウ
イフらば以て其保護官と定め頗る盛大の企ありしか
千八百七十二年當府の財利破潰より稍其事擴ぶる
りしか又明年夏ニ到りて之を再議す者多し貿易
事務執政外務執政ホ其力ありて貿易事務省より多額
の金額と之ニ附し我博覽會より出せしむる諸物亦
清國や度々外上ニ陳する清國のおもとの博覽會場と
以て之を陳列し諸氏の縦覧とす大ニ諸人の耳目と

新々也一試ニ日本物諸人の来觀と夥くせり後愈々
基礎と堅くし名多し東洋博覽會フリーニタルシユマム
コンミツチー
林一諸人の此會社にかり事務洋に既ニ身官并本間
清野も此會多しかきなり於て明治七年十一月初りて
總集會と爲し之を貿易事務執政に屬し外務大輔
バロン、ホフマン其統領に任し外務省貿易事務局長リツトル
フオン、シユウエーケルと其副統領に命し當府古名
の諸負多し之ニ加入シ千八百六十九年ニ當國の令
權と使アトミラールペワツ氏ニ屬し鐵道ニ突せり
工業販賣の命とす清國選罷日本ニ任屬せし後大ニ
東洋との貿易をカセアルジュー、スコラ氏貿易省
の官員と以て東洋博覽會の督長となり既ニ去一月
より新聞紙と發行し一大厦と之ニ當て諸物亦と當

陳列し書院と設き近クとつて之を昇かんとす而
して此社に入者口ニ多し此二月下旬の令に於て
其保護官カレリトウイフ公称金若干と出し其利金
とつて少年の有志者を東西畑田ニ遣すもの令あり又
此年夏憲政府更ニリットル、フアンセツ、アル氏と辨
理せ候に任し日本清國進羅武並て駁劄せしむ同氏
を久しき英國龍勅にありて當國の統領事きり幸ニ
利多の望あり固より高事ニは其令成の人たるを
知る趣きり此の人の我玉ニ奉命せしむ西國買
船新軍の好路と稱す趣し同氏幸ニ日本の事情ニ注
意ありて清事直り此明治七年愈口氏赴任の期ニ
臨み當帝國令列の至ニ趣し自己の言區ニ出ぬ月
ニ在惟也納填地利下効勅業協會館ニ於て令帝國

國清洲工業貿易の諸令の名代人ニ命し日本の事情ニ
國貿易の基礎を詳述し卑官も其席ニ招かれあり
口氏の況り而も唯日本の事のみならず諸人大
之ニ趣し年りて大會議を起し此會負中より撰免と
任し日本の貿易工業ニ関する事と取調り以て之を
行ふの見とを云々古辨理に役並統領事セツアル
氏と保護書通し以て貿易の道と守き止少年方々の
者を日本ニ送り其實境と偵察せしむ事ニ決し且
其統領廷議官リットル、フアン、キンメルマン氏を兼
貿易事務省ニ於て會談の節列席の人ありしか其が
年として日本の臣商ニ親交せしむる故に其好の
手段とするの議と速進せられきり此會議の案由を附
録横文と載せて之を贈る口氏既ニ昨年十二月ニ

我帝國ニ奉一獨見を述べたるの報を以てこれを不口にして
此口氏の見を以て當國ニ送る事應一と思ふ又昨年
七月申我兵庫横濱ニあるハ一ガルド會社より當所
の貿易ニ業院ニ書きて寄せて日本輸出入物所の栽培と
陳へ當比の高家製造家と直取口とを以て商人事と申出
し而して兵庫輸出入物所の見本ニ時價の洋細と記
し寄出さるり口院之を初業協會ニ送り諸人ニ從親
せしむ商人頗る多かりし又横濱ニある写真師バロ
スチルフリード氏も當國人なりか當比の高家イ
ケル社中と取口とを創りたり頗る多數の所と論せり
此社中并前ニ云應る記立ニ高會社と取口とをタラ
カとの商事報告と下文ニ附す又當國製造會社等ニ
十名計カ合マ暑ニ博覽會理事官めして貿易事務局

附るべきものウイールリヤム、サーゲル薩遊と云々總名代
人として日本横濱兵庫大坂ニあるエルキニツワレル
社中ニ附して横濱ニ在る事ニ決し近口行
李想のい散後すり當所よりけ人も當所ありて我國
人を大ニ周旋し當ニ東洋との貿易ニ志あり人ありて
阜官も亦ニ諸君の愛顧と信ふものあり
と文陳ぬるものとのい當りやその進歩大略として即
ち博覽會の功績より其功を評しき多くを辨理に役
依此氏在任當カの時ニ係り口氏の委し報し此業
と擴張するの見を以て令國ニ告知ありん併し阜官は
基も既ニ當職とすす六月ニ滿り周て培成實歴す
而しより務めて刺長と進ち管約ニ拘き實地ニ腕の見
を以て左ニ陳せんす

諸工業商業共之、要地を行ふは皆先人民ありて政府之を保護助成すとの一事あり他は為す處きの道なきなりこれれを凡そ他國と貿易交通を盛んめし工業商業と興えんとするときは其之に適する工者高者自かり其事項と無遺漏検査商量し其利害均等を決し之胆の事をかつて其行不を防す處し政府も亦務めて是ホ一切の事情を其人民に知らしめ其防の事も從つて之を行ふ事始めて之を保護助成す處きなり固て此後昔の如きも之を天下に強し之に適當の工者高者保り之を商議せしめ工者高者も亦其儀度量ありんす其希をするときなりと數條陳ぬる事にして既五國の如く度自かり也一は我國の我國と貿易交通を好むを願はるなり而して

當國と公より人民止日本と好し其物而を電すも既一度目撃し此風日増長し當國下プラーグ、カールスバットの諸地日本の陶器漆器其外の諸品と販賣する店は之を見り其生絲の如キハ之を賣買する者并に其製造而て好みて之を用ひたすれを多し貿易の成立處きを論じ候をさるるり此ら小當國の地勢歐羅巴の中心に位し東に土耳其魯西亞より西に瑞士佛蘭西より日耳曼南に以て利徳ら陸運の道甚く便なりと雖も其海岸甚く少く唯貿易の港と稱する者もトリエストなりと雖も口港より維也納迄の間を其言名るる亞爾伯山に隔てられ而して繁昌の市街甚く是れ鐵路多からし里輪汽からり而して此等我國中にもプラーグありブルユン

ありは昔利のペストと云ふ小市あり俄ち職掌警首の
地と小部あり上りて日耳曼ありて薩達トレスティ
プナにあり其他救度警首の地ありて伯林又小市に
あり昂ち西葛里海あり小波羅的海とての吾人民口
日耳曼部内ありて蘇小市に繁殖し維也納と云
南端に位する者としてトリュスト港に頗る幸し是ら
為メに小市にありて方休お賣捌り甚々多しと南郊
に里道するもふ利する是あり小部も買多く里路多
くはつて鐵道も亦多く其間括掉して里價廉賤と波
す怪トリュスト港と直海昂ち以て利の海岸西非里
加の小市土耳其希臘に航通し恰かも局地の高賣と
為す小過ぎ故に清國日本或は印度土耳其の亦も
遠く波羅的海と強て干堡にあり之より分死して日

耳曼魯西亞の處に在り而して從來英國に航海警盛
の國として強勁と世界第一の貿易場とれと之より
干堡ブレーメンに在り處に分死し西謂維也納と云
歴を受て生線にありても強勁亦其市を為し細らこ
れと里昂美索の地と地理論に便せしと其處を線の
市場なりかあり自かり此處に集り當國の如きと此
に市にありて之を續ふ輸物にありても是の如く
ありて其地位是の如きあり多くは唯隣國に輸す是故
に當國を常に歐洲中の隣國との交通ありて陸運に
屬し海運は唯西非利加の小濱土耳其希臘の南濱に
して是海運の交通を所維也納トドナチ河ありて之を
通し其出口より所は海運を以てするのに當國貿易
の形況是の如し古志者之に據りて其處を考ふる

通商の経

地位是の如く貿易之に従ふりかたは従来支那人と欧
州の隣に交通し唯土耳其及希臘は在る所の
こゝして是れと直通し印度にありては既して
以東の産物を常に英人に依り日耳曼少部を経て
り近頃日耳曼船隻盛んし波スニありて又日耳曼人
より密に支那人と交易して他人に依頼する事あり
支那人より東洋に輸出スル者あれば格外ニ廉價あり
るを得ず東洋物産ヲ輸入スレハ格外ニ高價あり
ルヲ得ざるなり而して電氣電信は未だの極別大ニ
少支那と南洋支那との貿易日盛んし波スニありて
支那の地位ニ立つる事ありかたは通商上支那の地位

如く東洋各州の直取門を創りんと欲するなり我日本
帝國と四面海に臨み即ち其地位東洋の英吉利ニして貿易
易航海共に盛なりなり故に支那と其に直取門を為さ
るべき所の地位産物ありと雖も故に支那の通商高
買外國の交通便なり故に支那支那人の媒介として相交
通貿易する國ある所の地位是の如く而して又日本
ある外國人の貿易に不便なる地位を備せん故に支那
諸國に通せしめて國境を言ふに支那も又支那解する者
少るく支那支那商賣の事情を知りて支那内地の法律規
例に従ふる門を備へて内地に通交する事能ふ
支那中外人民も亦支那支那和合せ極に商賣に隔離な
き事能ふ故に支那支那通商の貨幣あり支
六日本ある外國人も土人に比すれば日本の費用支費

き事救済す第七高法上の事甚々譯文借録一時之と
了り事能くた等一の弊を政めむと自善ありて心
て自かり学術不絶されと通商と煩るるに成りす等二等
之のおおま事のころのに其商買雙方僅少の人と取ら等
四以下の事其貿易を不便する者も一之是ホの事頂詰本
洋日本より西州へ入る者考かりり成りす西列より日
本東洋へ出す者其之に用ゆる者も一及んで甚々考か
らりり成りす一之西州其成業を貿易の至廉に止する者
あり此弊其地を略つて日本人の當地へあるも因りり
唯此に甚々ありりるのに其弊其國自かり其人と出
き一即英米日佛のゆきも免われず之を破らんと其西
國金の貿易を保し強きるるに利常に其中間へ落し渡す共
に其損害を受く況んば其我國及東洋より買入る者も

彼西國を商人より買ひ之を他國人に渡り救済の事其地にて
之を治し其ある處の者も他國人の手で治る者あり其
是ホの弊害を除かんめと各國と我國人と直ちにお交通せ
すんともありんに當國と其最極にあり者あり其子利の地と
最利益の交通と等しきと其地は其好味とお実なる事
其外の事之も百し其外の大利と期す處からんは其地も必
らに其富の利と見るべし其地を治る者も其地を治る者も其
各國と口利の企と為すの極と為すも其地を治る者も其
りり其直通の最利益あるの地と既一昨年来當地へある
日本物と関する者即ち我國人なる起立工高金社より越
る物も其在るの外國人或其地國と治る者も其地
直り治る者も其地へ一甲乙之比一之を當國人の地は

ト
奇
自

とはせり尚而精しく製造三言を以て一時は大利を期せ
 ず運送三言を以て其利他務細三言を用ひ之を為さんと脱
 其利女等三言を以て其利他務細三言を用ひ之を為さんと脱
 儲女如る所次の者を甚く熟慮して其利他と務細三言を以
 して之三言所得勝敵の余性を加つて始りて事成る迄きり
 ぬらうきりぬ其む等一三言を以て其利他と務細三言を用ひ
 の古益あり固より貿易の事タル錯雑三言を以て預り洋加
 期守る如らるる所輸入多き物も三言を以て輸出も亦多き者
 あり又一物新タ三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為
 貿易形勢を要する者あり是を以て其利他と務細三言を用ひ
 事三言あり今日下三言を以て論せんぬ
 我國産の當國の輸入三言を以て其利他と務細三言を用ひ
 生絲三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為さんと脱

州の南邦ゲルツ、イストリー、ン、ダ、ル、マ、チ、マ、浩、葛、村、の、南
 邦産すり者五十萬斤三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為
 類天製織の製造或は大仕掛の者あり或は職場あり
 一惟也納府三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為さんと脱
 ストリヤチロールぬありて其利他と務細三言を用ひ之を為
 亦盛んなりとすり者多し其三言を以て其利他と務細三言を用ひ
 女より輸入すり者多し別名三言を以て其利他と務細三言を用ひ
 絲織物と名する所國より當國外三言を以て其利他と務細三言を用ひ
 して三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為さんと脱
 改査場なし愛三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為さんと脱
 挿入中三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為さんと脱
 三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為さんと脱
 三言を以て其利他と務細三言を用ひ之を為さんと脱

と堅業傳成りやるくして甚々良くと輕くも以て太利産に
比すれば先傳に之し之と爲に深ゆるふむゆれも他
の爲もと深ゆるきと所が當今の凡訪に逼せすと製造所
にてちふ雨るり日本にて此思弊と矯め其位價を吟味し
穀作に類する術と極し之と當國に輸せと製造所の用ニ
供する處に填地利法葛利帝國四千萬の民口維也納一百万
の都人も花美と極ゆるの一大都會なり給と要する者日
々増盛す此業の他ら盛大と類するは海と鐵と鋼とるり生
絲高に物て之と比すふ此業あり本と直通と起し日本と
當の物を輪せしめ大利あり事既澄ききり別れニ其
當國に逼する者却令して當國の一大生絲高ポラック氏に
集めしり之と贈る者なり織物も當國と又ちふ雨の如く
なるかあり多り佛業西諸士ホリりある者多し我國の織

物情覽令に出世る者頗る好評と爲りて當國人當今口
本の凡訪を好む我國之と廉價ゆして精製し輸入せむ必
うに利益を臺却しゆゆる織物の内も逼高と思ゆる者も
各地の胡白糸錦や或る種類級縮緬白或る紅の紋縮緬級
紗夏笠裳地に用ゆる沼沙の縮織物綾縞子の白紅、後物の
草紙具掛文介敷考局織厚物にて家具に用ゆる圓子系錦
大和錦あるり後系もけ地にて多分の臺割手あり通し千
八百七十二年の表に縮織物の前年増減率二十萬斤より
替印紙千八百七十二年の輸出入表に倚り輸入六十五セント
子ル抑ち千五百我替程紙一枚替印一ヲンス英あり者と見え
ハ萬五千九百九十五枚に當る當國の南都子ロール及び
ホーレルベルグと第一より次でトリユスト及びハダルマ
子ヤニ産する繭四百五十四萬。ハ百斤千七百七十一年の比價

十
後段言に倚る

五百。三萬九千四百。六クルデンニシテ其他の産ニ
産する者ト合せて四百五十四萬五千四百二十六斤あり
之と等するニ糖程の入用拾一萬五千七百四斤あり口
数のヲロス試費するりなれも以太利の割合を以てすれ
ば一萬より五萬の日本糖卵紙と臺灣つぎに當り南國是
ホの地ニ日本糖卵紙と要するの量を以年算官ホトリユ
スト近傍と巡視せしめ以太利の子の人日本糖卵紙と
臺灣の旨の大なる引れと處ニ日糖せり又以冬當飯書
池バロニアレキサンドルシボルト氏と以て千ロール
別の養糖家ニ純日本糖卵紙の事と取廻りしとせしめ
ドリトルコツフルル氏の説ニ一昨年ニ於て一人ニら也
萬枚の日本糖卵紙と臺灣きたる者ありしか然ら以太利
と於てありし者も何れも其質良ぬらうに當り無悪し

て是より為メ日本糖卵紙の産ニ甚々減却せり併し若し
日本より正真の卵紙を送らば此地ニて以十五ラニク^期我位な
らば必要臺灣に産し又此中ニあるり日本正真の糖卵紙を
純れして賤くは産き以向令せ我す者往々あり其兩性價は
好ありは必ら其全情進する事必せり此ニ古國養糖の
地ニ南台ニシテトリユスト港ニ接し養糖ウユニースニも又去からん故
に運輸ニ便あり

茶 臺灣飲料ニ骨喜を用ゆる者多しと雖も其量漸々漸ク
減し茶の量増多す甘肉魯西亜より來る者あり千堡より來
る者多し此ニ那製の茶あり日本の吾茶を以て當地の人口ニ
適せり寧ろ糖卵よりあるものなり昨年冬記立三商會社
よりタラヲ店ニ運來り其製の糖茶を見本として送りたる
か何れも其味は淡く其質あり者茶鏡として當主人ニ送せり

と云ひ又横濱より多岐ヤール社中へ送り日本緑茶を賣る事
事其誠をまねくも何れも惣習を遠せしと云ひ若日本にて支
那の製し言たらんめち大に多岐に賣りしする處きと高
家の朝屋する所なり國て高岐に最遠の茶見ゆと云ふ
所也之を贈る其向て能く既味し其目的を達せんゆ
初茶す切日本緑茶も高岐に賣り反せし而して其上京のお
風味もあされるも之も高岐する處し從來高岐に賣る
日本茶を輸入する人の知る所英國にても或は日本茶を嗜
む者大に増多する事其故中多岐にても一二日本茶を嗜む
者あるに違ふり二十五年に當國の貴族元ト頭官を推し
きりハロシヒユブテ子ル氏等て日本に賣るの件大坂府の知事と
話し面議し和事、宇治茶の事なる者其賣して送せし
あり口氏所著の女時の記行に其味清味者其佳なり未タ昔

て如是の旨味を造ひしゆふしと記述せり茶をば高岐
之と製造せしと必らぬ大なる高岐を辨くも必せり
煙草 當國官府の賣買しし官之を賣ひ官之と製し官
之を賣り輸出するに盛んなり我國英佛等へ輸出する
者既二百万七十萬。六千。六十三斤。あり其價二十七
萬、千四百七十圓あり當國にも輸入する處きと物と云れ
す
木材 當國木材甚多り從て家具其介本細工に長し内
外に採用せられ木材の輸出甚多し細工物の輸出亦
多し故に貴重物の細工木材昂し黒柿、赤梅、柘、神代木、薩摩
杉、一葉系、柱の桐等も凡そ或は板にら遠處に寸尺に切り
出さる大に利益あり也

銅

木質密備

樟腦 昔ニ輸入の仕付(手付)あり

鮫貝 當代衣服ニ用ひ(用)る鈕(ボタン)并ニ懐中(懐中)にお中(中)若(若)の類(類)又(又)介(介)山(山)道(道)吳(吳)

と製(製)す(す)る(る)大(大)ニ(ニ)多(多)ク(ク)有(有)る(る)者(者)有(有)り(り) 製(製)人(人)之(之)と(と)輸(輸)入(入)す(す)る(る)事(事)と(と)全(全)り(り)

米(米)子(子)ハ(ハ)百(百)七(七)十(十)二(二)年(年)未(未)ク(ク)存(存)り(り) 既(既)分(分)ニ(ニ)輸(輸)入(入)す(す)る(る)者(者)有(有)り(り) 既(既)

見(見)ら(ら)同(同)年(年)既(既)初(初)日(日)輸(輸)入(入)す(す)る(る)者(者)ニ(ニ)十(十)五(五)萬(萬)圓(圓)餘(餘)ニ(ニ)及(及)ひ(ひ)其(其)他(他)和(和)

原(原)ハ(ハ)ン(ン)ホ(ホ)ル(ル)グ(グ)ブ(ブ)ン(ン)ト(ト)ン(ン)等(等)ニ(ニ)輸(輸)入(入)す(す)る(る)既(既)分(分)有(有)り(り) 價(價)廉(廉)

ナ(ナ)リ(リ)時(時)ニ(ニ)高(高)ク(ク)有(有)り(り) 當(當)國(國)ハ(ハ)も(も)多(多)ク(ク)輸(輸)入(入)す(す)る(る)既(既)分(分)有(有)り(り)

草及草細工

漆器

陶器

鍍器

竹細工

紙細工

其(其)他(他)一(一)切(切)輸(輸)送(送)玩(玩)具(具)等(等)ニ(ニ)屬(屬)す(す)る(る)者(者)添(添)益(益)以(以)下(下)の(の)諸(諸)品(品)と(と)同(同)前(前)

并(并)ニ(ニ)昨(昨)年(年)以(以)来(来)當(當)地(地)ニ(ニ)輸(輸)入(入)し(し)賣(賣)買(買)す(す)る(る)者(者)有(有)り(り) 最(最)近(近)重(重)セ

ら(ら)る(る)者(者)有(有)り(り)

以(以)上(上)ニ(ニ)列(列)す(す)る(る)者(者)の(の)内(内)而(而)ち(ち)風(風)調(調)并(并)ニ(ニ)既(既)後(後)ニ(ニ)屬(屬)す(す)る(る)物(物)不(不)

始(始)減(減)少(少)物(物)添(添)益(益)陶(陶)器(器)鍍(鍍)器(器)の(の)類(類)若(若)ク(ク)も(も)西(西)洋(洋)風(風)ニ(ニ)擬(擬)す(す)る(る)者(者)

も(も)衆(衆)人(人)皆(皆)之(之)と(と)忌(忌)嫌(嫌)し(し)之(之)と(と)惡(惡)口(口)す(す)る(る)事(事)衆(衆)口(口)一(一)ニ(ニ)出(出)つ(つ)る(る)如(如)し(し)

既(既)分(分)ニ(ニ)有(有)り(り)て(て)も(も)其(其)既(既)後(後)既(既)分(分)に(に)對(對)し(し)て(て)年(年)々(々)の(の)者(者)ニ(ニ)對(對)し(し)て(て)古(古)

舊(舊)も(も)有(有)り(り)之(之)ニ(ニ)屬(屬)す(す)る(る)學(學)流(流)も(も)亦(亦)夥(夥)し(し)故(故)ニ(ニ)自(自)加(加)り(り)形(形)致(致)

為(為)し(し)大(大)ニ(ニ)見(見)る(る)處(處)キ(キ)而(而)あ(あ)れ(れ)る(る)も(も)東(東)方(方)の(の)人(人)皆(皆)之(之)と(と)認(認)す(す)る(る)

者(者)抑(抑)學(學)致(致)以(以)て(て)見(見)る(る)も(も)實(實)ニ(ニ)觀(觀)る(る)ニ(ニ)堪(堪)へ(へ)ず(ず)る(る)者(者)有(有)り(り) 況(況)ん(ん)ば(ば)西(西)

洋(洋)各(各)國(國)羅(羅)馬(馬)希(希)臘(臘)中(中)古(古)等(等)の(の)繪(繪)像(像)ニ(ニ)飽(飽)き(き)東(東)洋(洋)の(の)物(物)品(品)を(を)

好んで賤く考む其風潮の矣あつて目録新々や其因に
好んでありて人我門く者なり固て是等の物亦多し其費用
と考つて之に這する種に之は後意す處きあれども其種極
好小風潮に異係する所を極種の東洋風物にして其好き極
味と推して製す處しぬらされ之を練磨して一種の新
形と製す處きなり決して西洋に輸出する者も西洋風物
儲るるも最拙業なり博覧會中陶器に日本風と儲るる者
者屬にありしか西人例の概念を以て精して儲るる者
と儲るるも日本人之と見るときは實に見るに堪はず是女
這例より儲後送るる所も亦如く物て其可否は辨すれを
編ら白つほき者^{陶器}儲るるも其種の大形にてハツキリし
其白の濃實なる者と考ふるなり洋して南比日本物好む
るに清國印度おと合せて賣るるも其九分の八は日本物賣

り柳亭他二國の物ハ其一二に居ると云ふ
日本より當に輸出す處き物亦以上係ぬる所の如
し其分量のゆキハ試みの上なりてを精細に記し難し
種にも試むるに足るる我輩の信據する處なり且高國土
耳其との交通甚便なり茶葉印紙のゆキも口處其が蔓
延するに於て近年の再西亞醫病流行し當今ハ以太
利より日本醫印紙と口而に輸入し之を以て信據すとの
事と高國人長ク伯再西亞に在る人ハ其まきり
當國より日本に輸出す處き物亦
葡萄酒 スレシマ、カリミヤ、サルワビエルの外諸部ダ
ルマ子ヤ殊に信葛利ニ産し此兩部歐洲中佛菜西ニ産キ
最葡萄酒産するの國輸出甚多
砂糖 大板を以て製す當國にも盛るるボハミマ、モラ

ヒヤニ産すは國東洋群島及爪哇より來る者而應稅
ニ括^括し時として日本との輸入ニ當る處

ホツプ 仰ち麥酒と醸すニ用ゆるは當國ボヘミヤ
産として世界第一と一當國多數の麥酒と製するは
餘りも亦餘す所ありて輸出す最良ならず

煙草 時常利ニ産し精製する者即卷煙草紙^紙煙草
并ニ甘粗なる者亦大量と輸出す

カラヒート 仰ち石炭の枝なりボヘミヤスクリルマ
ルツニ多ク産し最良の所より輸出す最良ならず者
なり

器械 或種類は最良の物あり

車類 尋常の車蒸氣車兼合馬車ハ其製極りて良
ニして價廉なり 亞非利加亦亦ニ造り英吉利亞亦

利加製ニ屬す輸出年ニ多し

船艦 海船をトリエスト、ヒュームにて製し川船を

ブラーグ、ペスト、リントツニ製造す其製極りて言ハ價
賤し大ニ輸出版物ニ當る

外科道具 此製造地亦最も進ニ當地の大學校
の博士并ニ博士佐藤進氏ニ就すハ其價良なり英

吉利製のおニ比して指下考りか心して往りも其價
ニありて殆んど二分の一ニ過ぎたると云内地の因り

之と常用す也ニ輸出するも亦多し
掛時計 袖時計も皆他より輸入するものなりと往

りも掛時計も大ニ當地ニ産し輸出ニ依す處し
鉄板鉄針金并ニ鋼鏡 直時大ニ良好ニありスタイ

ルニルリより出る者良好ニして價も亦貴かり

十 番 首

武蓋強ニ小銃 上邦チーストリヤ、ヤルンテン、ボヘ
ミヤ及びハエストニ製する者實ニ莫大ニシテ歐羅巴
各國此國の製造所ニ托する者多シ 蓋蒂スタイルの
小銃所ニ於て日耳曼政府の小銃と製す大卒日ニ
挺と出す海内無双の製造所なりト云ふ
錄 アルプ地方の名産ニシテ輸出、蓋リ殊ニ魯西
亞ニ出す者多シ
交合物品チ新銀漢銀細工ランプ等 惟也納ニ大ニ
産す輸出ニ依す處シ
硝子類 蓋國ホヘミヤニ於て産する者其所ニ以て世
の稀貴す多所なり 其價甚ク昂シ 惟也納英吉利口耳
人と經テ西西亞ニ賣る者此地の所多シ
硫酸塩硫 舍密洲の産物トボヘミヤ、下邦填地利、ス

レシヤニ於る盛な多所中ニ此硫を主輸出ニ依する
者多シ
刺蓋亞那 洪普利、スタイル、マルクの南邦填地利海
岸の地ニ産シ多ク輸出す
漆吳 殊ニユルタラマリン及ハエロームグルー
ンチホヘミヤ、下邦チーストリヤニ産シ其他の鉛白
精錫の類ヲ多ク産す
石鹼并ニ硫燭 惟也納其他の處ニ産す輸出ニ多
シ
早白木 蓋國古名の物産ニシテ之と輸出する者實
ニ海外ニ出つ
麦酒 蓋國ハ産の巨大なる所 歐羅巴全洲中第一ニ
作り之ニ亞リ者多シ 博ヘミヤ及ハ下邦チーストリ

ヤ昂ち維也約直傍の地ニ産すボヘミアニ産する者
或ピルセ子んと云ひ其味清ニシテ苦味多ク英吉利
製ニ類似す而シテ更ニ清爽なり其下邦ヲトスリ
ヤニ産する物とウ井イ子ル或はラーゲルビヤと稱
し其味相厚ニシテ美味あり其我輩の口ニ遠く輸出
せむ多し

毛織物 是當國最も古ク進歩せらる一工業ニシテ輸
出頗る多ク殊ニ中等の者最多量と輸出す唯英吉利
ニ比シテ其上等の物亦其不極悪ニシテ費用多ク
シテ甚^極摺^摩するニ苦シト西側中等の物亦其甚々輸
出ニ遠くあり
リニ子ニ織物及ひカセ巾着の類 當國最著明の
者也シテボヘミア、メーレー、及ひスレーニン其殊ニ

産出する所あり輸出する事夥し巾着綿果の類ト
リニスト及ひヒュームニ産す

本絨の製造物 當國近來大ニ進歩せりと雖も遠
ク英吉利ニ及ぶに外國ニありて拵揮する事多ク
シ併し其ありては我輩ニ輸入する事と云ふ處し

衣服帽子の類 ボヘミアト邦境地利ニ最も多ク産
ス輸出ニ供す處し

草 當國古名の地ニシテ諸月の皮草と出す
皆ソヤニ當ニ製する皮維也納プラーグ其地ニ産シ

此も輸出ニ供す處し
金入紙入其外懐中物草細工 當地む右名世ニ稱せ

らる輸出物ニ當る
紙 當國む其製造ニ長し輸出する者夥し

文具 維也納ニ多く出す輸出する處し

以上陳述する所を目下の考察よりて掲載する所あり
固より其地多くある處に當國を農業盛明の國にして
羊毛等多く産する所を我國製造業者にばらばら當國の一
の粗物とある處きの一源となす處し此報告と係る
の際毎年の輸出入表と向き合ひて後附す終
覽あらん事致さふ固ら輸出入の數にありては上文
畧省する所あり

税則 別ニ税別と製せらるるタルマナマ税別外の諸地
而ちイストリヤの諸島無税港トリユスト、ヒューム
港、ブツカリー、チユンダ、ポルトレー、マルロパゴ及び
ガリチマの一府プロゾー并ニ千八百六十八年五月
三日の條約よりて巴里國の税法に從ひ保護税

法ニ結約せらるるチロールノ一邑フエングホルツの外
を全帝國の二郡共ニ填地利は舊利を税内ニ合一し
候國 リヒテンスタインも亦之ニ屬す其税別も千八
百六十八年六月一日所定に從ひ貿易上高繁盛の國
との條約よりて之を釐正せらるる者にしてタルマナ
マニ行はるる者も千八百五十七年の令よりて此税
則よりて輸入税を減し此合一中ニ生皮、ポロ盾
此外製紙用の材、骨皮の切れの外を輸出税を令り
廢しきり

左ニ掲ぐる者も上文記載する所の日本より臺灣ニ
輸入する處きとのるり 税別合一國の者も掲ぐ他も考
ゆるニ是らされはるり

生絲不紡者

無税

生絲 坊ききき者	一両斤ニキ	無税
絲晒しきき者 後ききき者	一両斤ニキ	六グルトン銀以下全所
屠絲 石坊者		無税
屠絲 坊ききき者		無税
全 漆ききき者	一両斤ニキ	六グルトン
織物 絲ききき者	一両斤ニキ	ハナグルトン
織物 漆ききき者	全	ハナグルトン
全 全限絲と文せききき者		ハナグルトン
絲と其他の者と文減		
うて 絲多ききき者	一両斤ニキ	六十グルトン
繭		無税
蠶卵紙		無税
茶	一両斤ニキ	六グルトン七十五クライツ

煙草 未製者	一両斤ニキ	拾グルトン五十クライツ
煙草 製者	全	拾六グルトン二十五クライツ
木材	百斤ニキ	四グルトン
銅生		無税
銅板	百斤ニキ	三グルトン
炭銅		無税
木端	百斤ニキ	ニグルトン五十クライツ
黄蠟	全	ニグルトン五十クライツ
樟腦	百斤ニキ	ハツクライ
片腦 乾腦	百斤ニキ	六グルトン二十五クライツ
鮑貝		無税
米 不冬穀者		無税
米 冬穀者	百斤ニキ	二十五クライツ

草 草子等物

草 精製金箔等物

金銀鑿甲細工

漆繪物

象牙細工

陶蓋

鍍蓋

巾細工

全 盆

紙

紙細工

以上等物より下の物而ち税別ニ載せらるる者も亦洋
可と要する事無ク唯税と拂ふの事あり左ニ載す

百斤ニキ

三グルデン

全

セグルテン五十二クライツア

一百斤ニキ

沙百六十シグルテン

一百斤ニキ

百クルデン

一百斤ニキ

十五グルテン

一百斤ニキ

六グルデン

全

六グルデン

全

シグルテン半

一百斤ニキ

一グルデン

百斤ニキ

六グルテン

者も此則外ニあり

小間物玩弄物金包ニ修する振の掛り多り海物

煙草塩火薬

瓶包ならし小児の玩弄物

人々の花及び其部々

古者総ておろし洋可なりし輸入并ニ運送する事能

るは輸入の手續をふし混雜の事なし維也納ニありて

を即ち中心税関にて改め税と課す又物品の換協と

名れ税関吏或は其自完ニ呼寄るときをふしニ級料と

拂ふ趣きなり

以上陳ぬる所を以て輸出入物品の見通しを治し趣

し其税の大ききを明ならし趣し此次ニ考ふ趣きなり

又其論ニあり

運輸文通

當國將東亞細亞各國と貿易關係大にあり直ニトリヌ
 スト港より東方諸洲ニ直航しトリヌ下或を維也他
 と以て歐洲諸國并國中心の市場と爲るゝありと
 る間を郵便紙并に改年物の言價の兩の輸入并に同
 種類兩の輸出の外を前文既ニ詳述するゆキに景況
 なるかあるに廻送の便飛船或は干堡^{インセル}と以て其利ある
 者より其利ニ輸出ニ於て細り其板を上又物の上ニ就
 て此載せりか如し輸出するべきの物兩を多く維也他
 以少ニ産するより當國千八百七十二年の輸出入
 二物て其輸入口ニ從て其量の差を立つる左の如し

南獨乙	一億六千三百八十四萬二千。	輸出 全上	八千九百三十九萬九千。
出入口	輸入 埃地利グレテラ以下等ス	輸出 全上	

薩逸

一億七千七百二十萬五千。

一億一千三百七十六萬九千。

普魯士

八千六百七十五萬千。

五千九百三十九萬四千。

魯西亞

一千六百九十八萬九千。

二十七萬二萬。

土耳其

三千四百一萬二千。

四千六百十三萬七千。

以太利

二千二百六萬三千。

二千三百三十三萬四千。

瑞士

二百二十三萬二千。

一百三十四萬。

トリヌスト

七千六百十四萬二千。

五千八百四十三萬。

七ニイム、及ニ
他國諸海諸港

五百四十四萬五千。

四百七十九萬八千。

陸運

五億一千四百九萬五千。

三億六千二百八萬三千。

海運

八千一百五十八萬七千。

六千三百二十二萬八千。

總計

五億八千三百八萬二千。

四億二千三百六十一萬一千。

右に載する輸入中を絲以て利と除くの外織物骨喜

イニジコ 銅屑 線煙草 羊骨、子ローム 漆木 等物多ク
 南編乙 薩越、普魯士より入る者あり 維也他より各港
 へ往て日年ニ直する 且貨物ニ日年横濱より 維也他
 往の 運賃例

維也他より 各港、蒸氣車 荷物 運賃 英吉利 一噸 卅
 目下 二千ポンド 或は 四百五十方尺

トリユスト迄 運賃 二十七セテシ
 マルセイユ迄 運賃 五十九セテシ
 佛貨 五十九セテシ
 佛貨 五十九セテシ

古名港より 日本 横濱 迄 運賃 英吉利 一噸 卅
 トリユストより 平品 全 五十五セテシ

ウユニスより 英ペニシユラール、フリート社 中 卅
 マルセイユより 佛フサゼリ、ソリナム社 卅

英貨 百七十五セテシ
 全 五十五セテシ
 英貨 百二十五セテシ

全断 目方一噸 全 百七十五セテシ
 ハンボルフより 毎月一週の郵船にて 英貨 百セテシ

杉船にて 全 九十五セテシ
 風帆船にて 英貨 五十五セテシ

以上 載する 所々 尋常 物 運賃 定例 によりて 取用 せ
 るる 者 ありて 其 物 所 寄 附 の 特 殊 而 ち 荷 物 の 多 量 寄 附 の 事
 業 等 大 小 差 異 等 事 此 差 異 最 低 寄 附 の 地 迄 往 復 船 運
 料 あり 其 例 々 呼 ば ば ハンボルフより 杉船 運賃 卅 十
 五セテシ リングにて 運賃 卅 五セテシ 又 我 荷 運 賃 例 々
 物 運 賃 の 條 約 一 メートル 立 方 卅 五 トリユスト 或 五 セイ
 ルより 百 フラシク 卅 八 十 セル リングにて 日 年 往 復 運 賃 卅
 蒸 氣 車 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五
 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五
 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五 運 賃 卅 五

十 務 省

考らるる一昨年持貨金より前英國理事官等所物
 里送を満府より船動速一噸を各船にリリング即填貨
 指セブルブにて為せり又満地を各船を船動より買入る
 船動より満地をの貨錢令リトリユスト港より満地をの
 里送をのしとらふ爰に船動より横濱迄の定別の里送を各船に
 英郵船ペンシユラールナリーを特の運賃
 船動にて 一噸英貨六十五シリリング
 帆船船にて 全 全 六十シリリング
 帆前船にて 全 英貨四十シリリング
 是定別通の貨船を各船に各船より各船ある通し之を以
 て算すもハシボルフより船動速運賃各船にて一噸拾シリ
 リングあり左れをハシボルフより船動速運賃を横濱迄運賃に
 して一噸郵船に七十五シリリングよりハシボルフに船動速
 七十五シリリングより七十五シリリングにて通す通し

是を便利なり者なり里送の方を以て論すれを船動
 二の利益なり
 日本より當分の里送を船にて各當分を各船に送
 りたる指りる雨のとのハ記立ニ商會社より當分ク
 ラカニ送り寄る里送の割合あり
 横濱占トリユスト 一噸ニ分百
 シ十シリリングトリユスト占横濱占系渡運賃各貨
 全の通し 諸のシリリング 其他ニ投ふと均と通し通
 通す通し
 保険占トリユスト或はマルセイユより日本迄運賃

十
 番
 目

船にて百分之二、二五日奉より全港まで百分之半
ハコボルフより横濱まで蒸気船にて百分之半帆前
船にて百分之二より二日分の一船前より横濱
まで蒸気船百分之二日分の一帆船船百分之二
吉の外は遠く庫表を難法令船船郵船より蒸気
車よりめの運賃蒸気車若場より其各舗よりの運賃ホ
格別ニ算せらるゝものありと雖も要するは令運賃の
百分之十と見算り十分なるを盡し

郵政 英吉利佛蘭西亞利加共ニ連合あり書状十
分の九ロートニ付四十五クライツア板行物二ロー
ト十分の九クライツア見本類ニロートニ付九クライ
ツアトリ又スト以る利のナール及ヒブレータニ致
して是より日本よりの物を郵政規則中ニ詳細をれを

爰ニ載せり

電信維也納より横濱まで以太利及ヒマルタと通てハ
十二グルトニ六十クライツア銀以太利ヲラント八十
三グルトニ六十クライツア土耳其希臘八十四グルト
ニ二十クライツア以太利土耳其ハ十二グルトニ四十
クライツア土耳其西比里亞羅馬尼亞ハ十一グルトニ
二十クライツア魯西比里亞と通て六十二グルトニ
二十八クライツア魯西比里亞ハ十三グルトニ六十
クライツアニアあり

此報告書後成中船動りの投るにあり船動りのり
本横濱に運送船通り五十三ルリニ^{三三三}グ
兵庫に七十五ルリニ^{三三三}グ
重量七十ニルリニク^{三三三}重量より

取扱人并ニ合子取門ニ事

前門ニも陳ぬる通りノ状態めて是處り尙此ニて物
と臺灣キヤ并ニ買のれ方と臺灣當局の儘かなる一
巨高ニ托する方利益母して其買入れ方并ニ輸出
ノ状態と制し而ち輸出のわ我國の操縦ニ適する様
ニあり輸出わ我國の高法とを考つて此此ニ向
取扱人并ニ合子直使其介と扱おし合ひ一切ニ見
行市止尙此の高法ニ逐々増殖する為め之ニ
さう母口本ニて高法ニ心掛ある若者人ト工業商業人
寄合の内より撰みきす處し而して本邦ニては
出輸入と爲し古名代と往復交通する為メニ東京武
志樓後の内にて一組合と立ち上げ、配分より見申受
取り又日本よりも見申と配分を送り取門す是最も

なき趣向なり金本邦ニてお臺の商業人寄合ひ此と爲さん
尙此ニて尙此商人と隨分貿易する幣省又と高法工業ホの
公令ニ托して之を求むるは増殖し其高法上の利益は古
取扱人ニ或る其を或る之分ホ尙此取扱と爲し其口
お人の名代人と尙此補増なくんをあらはれ此者の考
ニも尙此ニて等しき一月一月百圓ニて十分なり其分一切
ノ費用ヲ合せて一年一々五百圓ニて置る處し是ハ尙
今ニ交易交渉の際にも私令ニて結ぶるなり程加る處き加
たニ官より之を給し其代りしとけし其國貿易上ニ
其工業且勅業察其他貿易工業ニ突する公省ニ投告し
之と我國ニ判行公事しとて天下一般の利益と爲す處
し古の如き者維也納ニ出居るを自かり日耳曼南北
部ニて其營業蔓延すべし因て尙此維也納ニ置き之を日本總

名代人^{ゼンラール}と爲し遂に強勅巴黎里昂美京千堡ホニ
 置くとさハ之と愛して其支局として可なり而し當國既
 二前文より如ク一般日本と直通を爲すの時それ政府より
 人民速出取立の事ハ必切ニ世帯ある處きを保護する所
 二して当地を以て其兵とするべき利益をたらしめり
 金銀取引即為幣之事我國と歐洲之間甚良からん是
 一と政府金貨の製造する事ハ亦あり是か爲メニ洋
 流流りして其間差異を生ずる事ハ亦あり五六分ニ
 或る者あり之を以て英吉利其分の金貨と爲換と
 取紐あり是輸出輸入者共ニ不便なることあり其一
 二と西細亞各外國と歐洲巴州との貿易上ニ突
 係スルモノナリ是又些少を輸入モノニ害アル
 モノニモテ輸出者ハ實ニ巨萬の損害を生じ此中

間ニ於テ物價の昂揚する者若し愛ニ此一事ヲ細
 論し以テ此弊ヲ救ふの方法ヲ考ヘントス

歐羅巴各國の金銀貨幣ト我金幣銀貨ト其直價比較

貨名	五圓金幣五兩	佛貨二十五フラン	英貨二十時令	日耳曼二十マルク
實價	五百支	二百二十九支	三百八十七支	四百八十八支
銀貨	一圓銀ヲ以テ票準ヲ立ツ			

貨名	銀貨一圓	墨西哥銀一元	佛銀貨一グルデン	日耳曼一タール
實價	一百支	一百支	四十六支	六十九支

右の比較ヲ以テ日本横濱より歐洲各地之大凡式ヶ月ヲ見候
 リ年分ニ分の利と着徴せむ丸の通りなりとては所金手形

貨名	佛貨二十五フラン	英貨一ポンド	日耳曼セシク	佛貨六フラン	日耳曼クローレ	
價	二百二十七支ハ	三百八十六支一	四百八十五支五	四百七十四支六	四十五支七七	六十八支六五

ト 券 目

墨西哥銀と我一園銀の差種と況ありと雖も大坂
 造幣寮の報告に據るに新古共ニ口等ニ過きたり而
 て特リ墨利加合衆國新製の貿易銀百分の一墨西哥
 銀より性合良し而して近頃墨西哥銀口等ニ銀紙にて
 受取~~ず~~届きの報告あり是墨西哥銀の東洋一般ニ流
 行シテ色々之ニ文り雜きが在~~ニ~~墨利加新製貿易銀は百分
 の一ヲ良性ぬ~~一~~以て一円人定ヲ取~~る~~積リと見~~一~~是
 リ古墨西哥銀性合我銀幣と口等とせむ之ニ分~~り~~
 五六分の多~~す~~生~~す~~届~~き~~ま~~る~~況ん~~ニ~~墨西哥銀
 と壹~~リ~~枚~~子~~里~~外~~の地より由~~中~~我銀幣金貨と女土
 地の通~~行~~なるを~~式~~是唯女分量の貿易~~品~~對~~換~~して是
 り~~ま~~るの波~~す~~不~~る~~り既~~ニ~~香港新~~加~~支那ホ~~ニ~~て日
 本新貨幣ヲ以て通用令と定むるの儀ありされ~~も~~

其~~も~~止~~こ~~まり~~せ~~一~~條~~ハ真~~ニ~~輸入輸出~~共~~に大~~なる~~損
 害あり今試~~ミ~~ニ~~ニ~~當~~今~~のお備~~墨~~西哥銀~~と~~我貨幣との
 差~~ニ~~分~~五~~り~~る~~り之~~を~~以て等~~す~~る~~ふ~~

貨名	シユカート	ニテウラ	一ポンド	セニル	ゲルデン	ターセル
價	二百二十五	三百九十五	五百	四百九十	四百九十	七十一

此比較よりて其差の大~~なる~~或~~知~~る~~處~~し是~~一~~を~~昂~~上~~ニ~~
 する~~も~~の國幣不足~~なる~~と~~以~~つ~~を~~其~~取~~引~~る~~き故~~ニ~~
 あり

實地當銀~~と~~月令英貨~~ポ~~ンド~~就~~初~~宛~~ニ~~ら~~送り~~來~~る~~為~~
 換割合~~左~~の~~如~~し

期	四月	七月	十月
四園	二百七十五	二百七十五	二百七十五
五園	二百七十五	二百七十五	二百七十五
六園	二百七十五	二百七十五	二百七十五
七園	二百七十五	二百七十五	二百七十五
八園	二百七十五	二百七十五	二百七十五
九園	二百七十五	二百七十五	二百七十五
十園	二百七十五	二百七十五	二百七十五

第二ニ最近輸出に余ありと云ふもののハ欧羅巴より
我國との為換お陽りありと云ふは二例と挙ぐ

明治七年四月出積年四月五年
明治七年九月出積年九月
ニクルテニキニクル

古填貨當月のお陽一磅ニ斤十一グルデニあり之と
以て算すれば一磅を四串ニ十七支ニ當る古歐別より
日本にのる幣お陽と以て日本よりの為幣お陽并ニ
其直價ニ比較すれば直ニ其差實の數ニき見
る處し是東洋と西洋との貿易の對照より記するもの
なり實ニ其國況如んは東洋一般と西洋一般との
貿易ニ於ても西洋よりの輸出を東洋よりの輸入ニ
おりの常ニ西洋より其不足を補ふん為メニ金貨と
東洋ニ送らるる紙幣さるるに因る今其這例と挙ぐる
日耳曼 東洋即亞細亞との貿易ハニホルスブレームニ港干

八百七十二年の取廻りつに因るは此ノタレトを以て算す

輸入 一千三百二十五万四千四百 輸出 五十七萬五千八百三十

佛蘭西 フラニク紙幣より算す一千七百七十年の取廻

輸入 三億二千五百萬 輸出 八千一百八十萬

英吉利 ポント紙幣より算す一千七百七十三年の取廻

輸入 五千四百五十六萬二千九百 輸出 二千八百五萬五千四百

其差是の如り故ニ多數の令紙西洋より東洋ニ輸出
せらるる取積す故ニ東洋より西洋各國ニ當るもの
幣を價廉なりさるる取積す西洋より東洋各處への
幣を形ハ其價貴からさるる取積さるるなり而ち若干の
令と以て銀行ニおり東洋ニお幣取積すんは其東洋
より受取る令よりハ當りより贈る為き令より多し
めと其受取りさるる令よりハ之と贈るものと見做す

る或は海軍船も二廿令又東洋地の通商令に非らば爰
ニ於て左の差を生ずるなり

一磅と以て算せんゆ一磅を我令貨四圓八十八或は
るは之と日本に送り債地令と爲すニ廿一分を減す
即ち四或はハハなり其歐羅巴より東洋にの運賃百を
の二なり左れを又九或七六或減す又爰ニ弗の差あり
之と二分を其厘の差と見積り弗と以て算すれを七
或。ハと減す是即ち六分其厘の減算めて四圓五十
六或三四と有り其他保険料多敷利息等の諸費と等
す多ときを即ち四圓五十或以下ニ降るなり此種物
も其取引常ニ多キ故ニ其差稍減する者有り
此差元ト輸出の輸入より多キゆゑ起因して今大ニ輸
出ニ害あるとの有り然令を主線ニ物ら云らんゆ

例ニ以て利あり東洋を遠ク之ト拵揮せんゆ其運輸
の費ら已なり此差既ニ六分以りの價と増らんゆ
を寧ニ巨大と謂ふ處し然るに我國千八百六十七年
而ち慶應三年卯并翌明治元年辰より風俗日々後
り其他の事放りして年々輸の輸出ニ細一明治五
年より一噸明治六年ニ至りて益々其盛ニゆり甲年
を輸入二千。六萬二千一百二十五圓乙年輸出ハ
一千四百。四萬四千八百一十圓其輸入ノ輸出ニ越
ユル丁六百。一萬八千三百十四圓乙年ハ輸入二千
九百十萬五千。五十七圓ニして輸出ハ二千一百二
十一萬七千四百八十一圓なり是ニ於て輸入の輸出
ニ越ユル丁其額七百八十八萬八千五百七十六圓ニ
至る其輸入の多キハ其物品の富強ゆして彼其吉

利亜利加の如く其自國の民航海運事ニ從事し
得ル所の者も絶えずあり而して年々坑山ニ令
と是の如く産するも絶えずあり而して因ニ外國
人と仕役する者多ク外ニ留學理事其他の官吏私人
あり故ニ年々多數の令と輸出せざるは其の利國
帛の相考するは云々人々乾魚類海草類薯蓣材類
類麻角等と以て西國産物藤蓆藤蓆紅花
砂糖ニ對して當ニ二百二十萬餘の不足ありて茶糖卵
紙生絲と以て西洋産物ニ當り千八百六十七年以前
ニ是不足は補ふ事難かりありしかる後西洋物の
輸入漸ク増し上文の不足は生ずるニ由り英吉利千
八百七十三年の潤らつては強れ日本より英吉利ニ
輸出する者五十六萬一千三百九十疋輸入日本ニ至

る者一百六十八萬。十七疋あり即ち日本ニ輸入
の輸出ニ越ゆる者五十七萬八千六百二十一疋ニ
シテ我貨幣五百五十九萬三千三百三十五円ニ當る而
して佛茶西口耳曼等逐ニ輸出増強遂ニ一昨年の成
果ニ即りしものあり之と以て考ゆれど却つて日本
横濱より強勁ニ販出する直ニして即ち疋の如
五國ニ十兆以上ニ昇りたる所あり若し東
方諸列日本を除くの外も此等諸國ニ常ニ輸出輸
入の如くあるは之ニ令と宜せざるは其の如く
本輸入の輸出ニ紙ゆる言を東方他の諸國ニ宜輸す
ると以ては割合ニおらざるなり是僅ニ利益ならんか
らんと雖も其就他諸國より日本にの爲
換の不利而しては不利我輸出ニ實する者ニ比す

卜 務 省

と言ふ巨大の差異を生ずるも單管の等當上にて
 明白なる處し殊々情態他重細重諸別とを當今お反
 するとのこゝて此令子取引と日報に居る者有り
 此流弊を解かんぬを洋銀國銀のお情遠いを政府務
 めて紙幣を去り正令改製すふあり等二の弊實共
 甚大なる者を上ニ陳する如キ取扱人ヲ處し置キ
 輸出輸入の事改訂より直取引を爲し即ち貿易の
 平均等物と物と取扱の差を爲すときを即ち
 輸出物も當地所ち歐羅巴めてお當の相場に爲し輸
 入物もお當の價を以て買取る方となり随て洋銀を中
 二用ゆるす要せざるなり絶するときは大ニ輸出と
 僅すの一竿となり歐洲産の物取扱指揮すふの妨碍
 を除く處し是直取扱人ヲ置り等二の大利益有り

儲蓄令に處しての令取扱引と日存より當地に送る
 令子とり再受のターレル取扱引と日存より當地に送る
 一の利益より當方より送るぬを認許より送るぬを以
 て再受のターレル當地にて常ニ直取扱引と日存より
 輸入輸出の事務日再受に居るなり故に日再受に
 ありぬありぬ貴きなり當ニ此明後七年九月より當
 年二月迄六ヶ月内の相場を以てかめし合せて之を票
 準し差等を若する左の如し填地利通用の紙幣クル
 デンあり(一)以下を十分等にしてクライプ也

貨幣名	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	平均
ジュカート	五、二七	五、二五五	五、二四五	五、二四五	五、二五	五、二四	五、二四五
佛二十五	八、八二	八、七七	八、八三	八、八九	八、八九	八、九〇	八、八三左

十
 務
 省

英一磅	一一、〇〇	一〇、九八	一一、〇三	一一、一〇	一一、一五	一一、一四	一一、〇六六
日世マルク	……	……	……	……	一〇、九〇	一〇、九一	一〇、九〇五
埃ゲルデン	一一、〇四	一一、〇三	一一、〇四一	一一、〇三三〇	一一、〇四八	一一、〇五七	一一、〇四五五
日タール	一六、一七	一六、一五	一六、二五	一六、三三	一六、四二五	一六、三二五	一六、二八八

以上の平均相場と基礎とし英磅と四圓ハ十八、或と
定り我五圓と以り好む處のお傷たの如し但し其他
の貨幣も其定價を真しして等とす

貨名	シエカート	二十カラ	一ポンド金	世マルク金	銀ゲルデン	タール銀
價 全前	一一、四九七	一一、四一六	一一、三三八	一一、四三八	一一、三六四	一一、七九七

昨年中端の九月以後當二月まで日本物輸入に過り

- 一 陶器 一、百六十四圓
- 一 古塗物等 一、百三十九圓
- 一 其外餘り少額物 四百十五圓

- 一 以上同様のも物 四千圓
- 一 當今流るる物 一萬二千圓

總計一萬九千六百六十九圓

古取調に於て其流連も也致具

明治二年三月のり 於維也納日本天皇陛下公使館

臨時代理公使渡邊浩基 存

外務卿寺嶋宗則殿

絹糸見本目錄

但一ニ分の指目

價も確也納一ポント帛我百四六分トニテニ合ニテ

甲	拾七グルテニキクタイツア	丁	拾六グルテニキクタイツア
乙	拾五グルテニ	戊	拾九グルテニキクタイツア
丙	拾四グルテニキクタイツア		
緯糸	價丈外同上		
子	拾三グルテニキクタイツア	卯	五グルテニ
丑	拾三グルテニ	辰	拾三グルテニ拾四クタイツア
寅	拾二グルテニ	巳	九グルテニ
合糸	價丈外全上		
い	拾二グルテニ五十	へ	九グルテニ五十クタイツア
ろ	拾二グルテニ	こ	拾三グルテニ

外務省

夕

は	セグルデレセテウツライツア	ち	ハグルデレセテウツライツア
に	セグルデレセテウツライツア	り	九グルデレセテウツライツア
ほ	九グルデレセテウツライツア		

茶見本目録

支那茶 支那府の價ニ洋加らるる因て此物の價ニ因らるる

一ポント即我百斗十一匁のニテ五匁の價ゆして但し小買相
 場ニ絶るる輸入の大お場なり

紅茶 一シルリングを十ニペンスニして我ニ十四匁ニ高ル

I	セペンス	III	一シルリングハペンス
II	十ペンス	IV	一シルリング六ペンス
III	一シルリング一ペンス	V	未詳

花茶 一シルリング十ニペンス

IV 一シルリング四ペンス
 古相場も口名の因に替るるの實類ありて價も亦從つて異なり
 今更ニ尋りる者も物物の多お場にて中等の價を返りて
 口名の者も所より者なり 支那府にも茶を其價を論せ

商人活活廿八

夕
移
省